

香芝市告示第63号

香芝市建設業者等資格審査会設置要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

香芝市長 三橋和史

香芝市建設業者等資格審査会設置要綱

(設置)

第1条 香芝市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）

第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の請負又は測量・建設コンサルタント等の業務の委託の契約に係る競争入札に参加する者の資格の審査等を厳正かつ公正に行うため、香芝市建設業者等資格審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審査会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 建設工事の請負又は測量・建設コンサルタント等の業務の委託の契約に係る競争入札に参加する者の資格（次号において「入札参加資格」という。）の審査に関する事項

(2) 入札参加資格その他競争入札の制度の調査及び審議に関する事項

(組織)

第3条 審査会は、副市長、香芝市行政組織条例（平成5年条例第4号）第1条に規定する部及び室の長並びに教育委員会事務局教育部長の職にある者をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 審査会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、副市長をもって充て、会務を統括する。

3 副会長は、総務部長をもって充てる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、必要に応じて会長が招集する。ただし、緊急又はやむを得ない場合は、持ち回り審議をもって審査会の会議に代えることができる。

2 審査会は、審査会の構成員（以下「構成員」という。）の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の非公開)

第6条 審査会の会議は、公開しない。

(関係職員の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報告)

第8条 会長は、審査会の結果を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、入札参加資格審査に関する事務を所掌する課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。